



河 合 町 長 岡 井 康 徳 殿
河合町議会議長 疋 田 俊 文 殿

河合町代表監査委員 青 木 崇

河 合 町 監 査 委 員 西 村 潔

平成29年度随時（特別）監査の結果について

このことについて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成29年度の随時（特別）監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

第1 監査の対象

企画部

政策調整課、安心安全推進課

総務部

総務課、財政課、税務課

福祉部

住民福祉課、福祉政策課、社会福祉協議会課、保健スポーツ課、
認定こども園準備室

住民生活部

住民生活課、環境衛生課

まちづくり推進部

まちづくり推進課、地域活性課、上下水道課

教育委員会

教育総務課、生涯学習課

第2 監査の期間

平成30年1月22日～2月8日

第3 監査の方法

平成29年12月に新聞報道で発覚した住民生活課の住宅修繕費で過年度分の未払いが判明、また環境衛生課において工事が完了しているが予算措置されていない事実が判明した。今回業務執行における支払い状況及び未払い等の確認のため、地方自治法第199条第5項の規定に基づく検査を全部課において実施した。

第4 監査の結果

(1) 住民生活課

事案発生の原因

- ・町営・改良住宅は建設後約40数年が経過し、老朽化が進み平成26年頃より修繕箇所や件数がより増加してきた。
- ・住宅の修繕については、町・入居者の負担区分が明確化された条文も無く不明確であり、入居者からの要望で入居者負担と思われる改修も町が全面的に負担したことが修繕費の増大となり、毎年度予算内で処理できず数千万円の未払い金が発生した。

事案の経緯

- ・町・入居者間での修繕費用負担区分が明確化されておらず入居者からの要望があれば過去からの前例やしがらみ等々で断る事が出来ず全面的に修繕を受け入れてきた。
- ・毎年の当初予算・補正予算の申請時に財政課に未払い金の現況報告を行うと共に予算増額を申請するが財源不足との理由で予算化されなかった。その為、過年度分の未払い金を新年度予算で充当した。
- ・修繕費の支払いが年度内で解決・処理出来ない事が判明した時点で、関係部課は法令違反と認識していたが、処理を怠り数年にわたり先送りしたことで未払金額が増加することになった。
- ・平成28年10月町長に報告・協議し、町長より現況調査を行い、早期解決する様指示があるも解決にはいたらなかった。

再発防止策（監査委員の意見）

- ・修繕要望の相談には必ず2人以上で行い、新たに作成された契約書・費用負担区分表をもとに毅然とした対応を行うとともに記録に残し課内にて協議検討を行う。
- ・今回の事案については、担当課の問題と思わず全職員に対し地方公務員としての倫理・服務規程の徹底を行うとともに法令順守の講習を定期的に行えるシステムを構築する。
- ・各部において将来発生するであろうと予測されるリスクを含むリスク管理規定を作成する。
- ・不正行為・違法行為を見た時、知った時は速やかに関連部課と連絡を取り直ちに解決を図る事とし、通報制度導入を早期に確立する。

(2) 環境衛生課

事案の発生原因

- ・環境衛生課においても過年度分の修理費用の未払い金があった。
- ・毎年の整備計画により 29 年度予算で故障した設備を整備する予定であったが未払い金を清算した為故障した設備は整備計画から外れた。

事案の経緯

- ・ごみ処理施設は竣工後約 40 数年が経過し、設備の老朽化が進んでおり毎年の整備費用計画に基づき予算申請時に財政課に未払い金の現況報告を行うと共に予算増額を申請するが財源不足との理由で減額となり、減額された予算額内では整備出来ず今回一部の設備が故障し、予算は無いのは分かっていたが町民に迷惑掛けない事が優先と判断し執行した。

再発防止策（監査委員の意見）

- ・毎年のメンテナンス計画通り予算申請を行い満額予算化されていても老朽化した設備の為、想像していない設備が休止することもあり突発的な修理費をどの様に確保するかが大事と思われる。
- ・平成 35 年に山辺・県北西部広域環境衛生組合が稼働するまで現有設備の維持管理をしなければならず綿密な整備計画の立案が望まれる。
- ・以上のように焼却場処理施設は山辺・県北西部広域環境衛生組合が稼働するまで「特殊施設」として位置付け考慮すべきと思われる。

各部課管理職員への聞き取り結果

- ・今回の事案について各部課の管理職員に対し、自分がその立場であればどの様に処理解決するか聞いたところ、ほとんどの管理職員から明快な回答は無く又、法令違反との認識を持っている管理職員はほとんど無かった。
- ・危機意識を持っている管理職員はほとんどおらず他課の出来事と思っており、今回の事案に対しても町全体の危機としては捉えていない。
- ・部長・次長は、最高幹部として町行政全般を担っているとの認識も無い。今後は毎月一回の部・次長会議を経営者会議と位置づけ各部課間の諸問題や町全体の課題等々についても議論を行える様要望する。

◎今回の事案に対し抵触すると思われる法律を下記に列挙する。(別紙 1)

(別紙1)

(1) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)

(支払の時期)

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日(以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときに合っては、適法な支払請求があつたものとしなければならないものとする。

(この法律の準用)

第十四条 この法律(第十二条及び前条第二項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

(2) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(法令や条例などに違反した事務処理の禁止)

第二条第十六項 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

(会計年度及びその独立の原則)

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

(総計予算主義の原則)

第二百十条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

(支出負担行為)

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(3) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）

（予算の編成）

第三条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。